

平成22年度国有林材の安定供給システム販売の公告について

東北森林管理局では、CO₂の森林吸収源対策を一層推進するため間伐を積極的に実施していますが、これは同時に大量に供給される木材の需要拡大を図ることが必要です。このため、一般製材工場、集成材工場、合板工場、チップ工場等との間で木材の計画的な供給に関するシステム販売協定を締結し、毎年度工場等へ安定的な供給をしております。今年度は230千m³をこのシステムによって販売することとして、本日から第1次の公募を開始しました。

協定量の推移

(単位：千m³)

協定年度	協定数量	全販売量
平成18年度	131	365
平成19年度	174	423
平成20年度	210	496
平成21年度	169	561
平成22年度	230	628

《 今年度協定の要旨 》

- 1 需要動向に応じ、多くの需要者のみなさんに参加いただけるよう、年2回の公告とします。

第1次公告 4月27日～5月14日まで

公告数量 126千m³

協定締結 6月第1週を予定

協定期間 協定締結後～10月15日まで

第2次公告 9月上旬～9月下旬まで(予定)

公告数量 104千m³ (予定)

協定締結 10月上旬を予定

協定期間 協定締結後～平成23年1月29日まで

2 選考は、企画競争によることとし、特に来るべき国産材時代に向けた原木消費・製品供給の考え方や、原木買取価格・運賃コストの明確化・透明性を重視します。

3 協定材は一般材のほか根柢、端材等の低質材も対象とします。

4 その他

(1) 第1次公告の予定数量の内訳は別紙のとおりです。

(2) 公告は東北森林管理局及び管内各森林管理署等において行います。また、申請書等は東北森林管理局のホームページに掲載します。

(3) 東北森林管理局のアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/index.html>

又は、東北森林管理局と入力し検索してください。

〒010-8550 秋田市中通5丁目9-16

東北森林管理局長

問い合わせ先：東北森林管理局 販売課

電話 018-836-2149

018-836-2128

担当：企画官（販売戦略）、販売係長

平成22年度国有林材(素材)の安定供給システム販売(第1次)予定量

森林管理署等	長級(m)	スギ	アカマツ	カラマツ	トドマツ	針葉樹低質材	計
津 軽	2.00～4.00	8,000		400		1,600	10,000
金 木	2.00～4.00	2,500				1,500	4,000
青 森	2.00～4.00	3,000				2,000	5,000
下 北	2.00～4.00	5,000				5,500	10,500
三 八 上 北	2.00～4.00	2,900				5,100	8,000
岩 手 北 部	2.00～4.00	400			500	1,000	1,900
三 陸 北 部	2.00～4.00			4,000		4,000	8,000
久 慈	2.00～4.00	50	20	500		850	1,420
三 陸 中 部	2.00～4.00	900		100		500	1,500
盛 岡	2.00～4.00	400	300	700		1,050	2,450
岩 手 南 部	2.00～4.00	2,400		200		2,150	4,750
遠 野	2.00～4.00	1,400		1,700		250	3,350
宮 城 北 部	2.00～4.00					700	700
仙 台	2.00～4.00	700	50			630	1,380
米 代 東 部	2.00～4.00	10,000		2,000		1,000	13,000
上 小 阿 仁	2.00～4.00	8,300				5,000	13,300
米 代 西 部	2.00～4.00	9,000				1,000	10,000
秋 田	2.00～4.00	6,800		168			6,968
湯 沢	2.00～4.00	2,500		50		950	3,500
由 利	2.00～4.00	4,300		201		400	4,901
庄 内	2.00～4.00	2,215		920		335	3,470
山 形	2.00～4.00	3,600				300	3,900
最 上	2.00～4.00	2,500				500	3,000
置 賜	2.00～4.00					790	790
合 計		76,865	370	10,939	500	37,105	125,779

注1 生産事業の進捗状況等により数量は増減することがあります。

注2 素材は人工林の間伐対象林分から生産される5cm以上の一般材及び低質材が中心となります。

注3 一般材については、2m以上(3.65m、4.00m)が主体となります。

注4 低質材については、2m未満及び不定尺材が主体となります。

注5 岩手県内の森林管理署等におけるアカマツ材については、別紙「松くい虫被害材の移動禁止について」によりご協力をお願いします。

別紙

平成22年4月27日

松くい虫被害材の移動禁止について

松くい虫被害材については、岩手県告示第186号によって、下に掲げる被害地域からの移動が禁止されていますのでご承知おき下さい。

また、あわせて、健全なアカマツ材であっても、被害地域から被害が発生していない地域への移動についても自粛をお願いします。

被害地域 盛岡市のうち旧盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち旧宮守村、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町

期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる命令をしようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

平成22年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市のうち平成18年1月9日における盛岡市の区域、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町及び東磐井郡藤沢町

イ 期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(2) 森林病虫害等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

ア 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

イ 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は、当該根株をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

ウ 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木に薬剤を散布し、当該伐採木を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(4) 命令をしようとする理由 (1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他

ア (3)に掲げる措置のうち、薬剤を散布する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ (3)に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により(3)に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木の所在する区域を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ (3)に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに所管する局長に提出するものとし、その提出があったときは、所管する局長は、当該申請者が(3)に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

エ 所管する局長は、(3)に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木を所有し、又は管理する者が、(1)イに定める期間内に(3)に掲げる措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。

オ 所管する局長は、エの措置を行った場合において、その費用の額が、(3)の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

2(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市のうち平成18年1月9日における盛岡市の区域、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町及び東

磐井郡藤沢町

イ 期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(2) 森林病害虫等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容 (1)アに掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

(4) 命令をしようとする理由 (1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針付属図

